

議案第20号

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、第12条」を削る。

第11条第1項中「及びキッズタウン」を「、キッズタウン及び一時保育センター」に改め、同条第2項中「施設」の次に「（一時保育センターを除く。）」を加える。

別表の表を次のように改める。

施設名	区分	個人	団体（15人以上） 1人当たり
わくわくらんど キッズタウン	1歳以上小学生以下	200円	100円
	1歳未満	無料	
	使用回数券	1,000円	/
	平日年間パスポート	2,000円	/
一時保育センター	市内に住所を有する者	300円	/
	上記以外の者	500円	/

別表備考中「、1日」を「、わくわくらんど及びキッズタウンにあっては1日当たりの金額とし、一時保育センターにあっては1時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた一時保育センターの施行日以後の利用に関する手続については、この条例による改正後の大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例第6条の規定による許可を受けたものとみなす。